



所得補償

40%割引



ケガや病気により
就業不能になった場合を
補償します!



もし、ケガや病気で働けなくなったら...

こんな負担の心配が

ご自身の
医療費



普段の生活
にかかる費用



切りつめられない
住宅ローン・家賃



お子さまの
教育費用



所得補償の特長

ケガや病気によって就業不能となったときの収入減をカバーします!

業務中や旅行での
ケガや病気で働け
なくなった場合も
対象!



精神障害によって
働けなくなった
場合も補償!(*2)



入院はもちろん、
自宅療養(*1)中で
就業不能(*2)の
場合も補償!



最長1年間
補償します!



(注1) 対象となる自宅療養は医師の指示に基づくものにかぎります。家事従事者の方については、自宅療養中は補償の対象となりません。(家事従事者補償特約をセットしたコース)
(注2) アルコール依存、薬物依存による精神障害等一部の精神障害は対象外となります。詳細はP3をご確認ください。

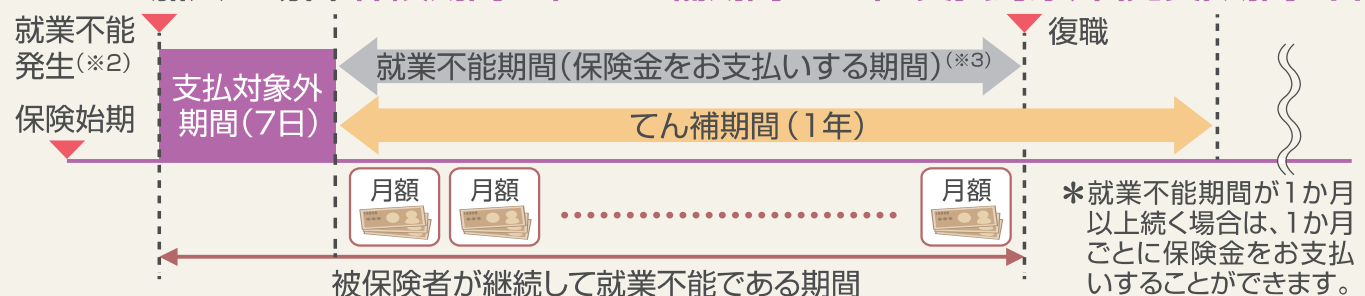
保険金のお支払方法

被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中にケガまたは病気を被り、その直接の結果として免責期間(*1)を超えて就業不能となった場合に、被保険者が被る損失に対して保険金を支払います。(*2)

(※1) 保険金をお支払いしない期間をいいます。

(※2) 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても保険金をお支払いします。

C15に加入の場合 保険期間1年、てん補期間(*1) 1年、支払対象外(免責)期間7日



(※1) てん補期間とは、保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間のことをいいます。

(※2) 保険期間中に開始した就業不能がこの保険のお支払対象となります。

(※3) 就業不能期間(保険金をお支払いする期間)が1か月に満たない場合または就業不能期間(保険金をお支払いする期間)に1か月未満の端数がある場合は、1か月を30日として計算します。

お 保険金額(月額)15万円 **C15**に加入の場合

支 被保険者が3月25日から12月12日まで(8か月19日間)入院した(支払対象外期間7日)

払 保険金をお支払いする期間 → 8か月19日間-7日間(支払対象外期間)=8か月と12日間

例 お支払いする保険金 → (15万円(月額)×8か月)+(15万円(月額)×12/30日) **お支払金額 126万円**

(注1) 保険金額が平均月間所得額を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。

(注2) お支払いする保険金等の詳細はP3の保険金をお支払いする主な場合・お支払いしない主な場合をご参照ください。



保険金額(月額)・月払保険料

保険期間1年、てん補期間1年 ※割引率の内訳は1ページ特徴2をご参照ください。精神障害補償特約(ハ)セット

社員本人・OB(有職者の方)											
支払対象外期間4日コース						支払対象外期間4日／入院時支払対象外期間0日コース (入院による就業不能時追加補償特約セット)					
加入プラン	A5	A10	A15	A20	A25	加入プラン	B5	B10	B15	B20	B25
保険金額	5万円	10万円	15万円	20万円	25万円	保険金額	5万円	10万円	15万円	20万円	25万円
15～19歳	220円	440円	660円	880円	1,100円	15～19歳	270円	540円	810円	1,080円	1,350円
20～24歳	320円	640円	960円	1,280円	1,600円	20～24歳	400円	800円	1,200円	1,600円	2,000円
25～29歳	360円	720円	1,080円	1,440円	1,800円	25～29歳	440円	880円	1,320円	1,760円	2,200円
30～34歳	440円	880円	1,320円	1,760円	2,200円	30～34歳	520円	1,030円	1,550円	2,060円	2,580円
35～39歳	550円	1,090円	1,640円	2,180円	2,730円	35～39歳	620円	1,240円	1,860円	2,480円	3,100円
40～44歳	680円	1,350円	2,030円	2,700円	3,380円	40～44歳	750円	1,500円	2,250円	3,000円	3,750円
45～49歳	800円	1,590円	2,390円	3,180円	3,980円	45～49歳	890円	1,780円	2,670円	3,560円	4,450円
50～54歳	920円	1,840円	2,760円	3,680円	4,600円	50～54歳	1,040円	2,070円	3,110円	4,140円	5,180円
55～59歳	970円	1,940円	2,910円	3,880円	4,850円	55～59歳	1,110円	2,210円	3,320円	4,420円	5,530円
60～64歳	1,010円	2,020円	3,030円	4,040円	5,050円	60～64歳	1,160円	2,320円	3,480円	4,640円	5,800円
65～69歳	1,530円	3,060円	4,590円	6,120円	7,650円	65～69歳	1,760円	3,520円	5,280円	7,040円	8,800円
70～74歳	2,070円	4,130円	6,200円	8,260円	10,330円	70～74歳	2,370円	4,740円	7,110円	9,480円	11,850円
75～79歳	3,160円	6,320円	9,480円	12,640円	15,800円	75～79歳	3,630円	7,260円	10,890円	14,520円	18,150円
80～89歳	4,300円	8,600円	12,900円	17,200円	21,500円	80～89歳	4,950円	9,890円	14,840円	19,780円	24,730円

社員本人・OB(有職者の方)											
支払い対象外期間7日コース						支払対象外期間7日／入院時支払対象外期間0日コース (入院による就業不能時追加補償特約セット)					
加入プラン	C5	C10	C15	C20	C25	加入プラン	D5	D10	D15	D20	D25
保険金額	5万円	10万円	15万円	20万円	25万円	保険金額	5万円	10万円	15万円	20万円	25万円
15～19歳	190円	380円	570円	760円	950円	15～19歳	240円	480円	720円	960円	1,200円
20～24歳	280円	550円	830円	1,100円	1,380円	20～24歳	350円	700円	1,050円	1,400円	1,750円
25～29歳	310円	620円	930円	1,240円	1,550円	25～29歳	400円	790円	1,190円	1,580円	1,980円
30～34歳	390円	770円	1,160円	1,540円	1,930円	30～34歳	470円	940円	1,410円	1,880円	2,350円
35～39歳	490円	970円	1,460円	1,940円	2,430円	35～39歳	580円	1,150円	1,730円	2,300円	2,880円
40～44歳	600円	1,200円	1,800円	2,400円	3,000円	40～44歳	720円	1,440円	2,160円	2,880円	3,600円
45～49歳	720円	1,440円	2,160円	2,880円	3,600円	45～49歳	870円	1,730円	2,600円	3,460円	4,330円
50～54歳	840円	1,670円	2,510円	3,340円	4,180円	50～54歳	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円
55～59歳	880円	1,760円	2,640円	3,520円	4,400円	55～59歳	1,060円	2,110円	3,170円	4,220円	5,280円
60～64歳	930円	1,850円	2,780円	3,700円	4,630円	60～64歳	1,110円	2,220円	3,330円	4,440円	5,550円
65～69歳	1,410円	2,810円	4,220円	5,620円	7,030円	65～69歳	1,690円	3,370円	5,060円	6,740円	8,430円
70～74歳	1,890円	3,780円	5,670円	7,560円	9,450円	70～74歳	2,270円	4,540円	6,810円	9,080円	11,350円
75～79歳	2,900円	5,800円	8,700円	11,600円	14,500円	75～79歳	3,480円	6,960円	10,440円	13,920円	17,400円
80～89歳	3,950円	7,890円	11,840円	15,780円	19,730円	80～89歳	4,740円	9,470円	14,210円	18,940円	23,680円

家事従事者							
支払対象外期間4日コース(家事従事者)				支払対象外期間7日コース(家事従事者)			
加入プラン	K5	K10	K15	加入プラン	L5	L10	L15
保険金額	5万円	10万円	15万円	保険金額	5万円	10万円	15万円
15～19歳	120円	240円	360円	15～19歳	110円	210円	320円
20～24歳	180円	350円	530円	20～24歳	160円	310円	470円
25～29歳	200円	400円	600円	25～29歳	180円	350円	530円
30～34歳	250円	490円	740円	30～34歳	220円	430円	650円
35～39歳	310円	610円	920円	35～39歳	270円	540円	810円
40～44歳	380円	750円	1,130円	40～44歳	340円	670円	1,010円
45～49歳	440円	880円	1,320円	45～49歳	400円	800円	1,200円
50～54歳	510円	1,020円	1,530円	50～54歳	470円	930円	1,400円
55～59歳	540円	1,080円	1,620円	55～59歳	490円	980円	1,470円
60～64歳	560円	1,120円	1,680円	60～64歳	520円	1,030円	1,550円
65～69歳	860円	1,710円	2,570円	65～69歳	780円	1,560円	2,340円
70～74歳	1,150円	2,300円	3,450円	70～74歳	1,060円	2,110円	3,170円
75～79歳	1,760円	3,520円	5,280円	75～79歳	1,620円	3,230円	4,850円
80～89歳	2,400円	4,790円	7,190円	80～89歳	2,200円	4,390円	6,590円

(注1) 保険料は、保険の対象となる方で本人の職種や団体契約の始期日時点の満年齢によります。

(注2) 保険の対象となる方で本人としてご加入いただける方は、年齢が満15歳以上の方に限ります。70歳以上は更新のみとなります。年齢は団体契約の始期日時点の満年齢とします。

(注3) ご契約更新時は、更新後の団体契約の始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。

(注4) 保険料の算定は加入者数や保険料率等によりますので、毎年変動する場合があります。

(注5) 本保険は、介護医療保険料控除の対象となります。(令和5年5月現在)

※所得補償保険金額は、平均月間所得額^(※1)の範囲内で設定してください。

※表示の保険料は、基本級別2級(鉄道関係従事者)の方と家事従事者を対象としたものです。なお、家事従事者としてご加入できるのは、日常、家事に従事される方(炊事、掃除、洗濯および育児等に従事される方)で、かつ、職業に就かれている場合は、その職業が基本級別1級(一般事務従事者等)である方に限ります(家事従事者特約がセットされ、入院時のみの補償となります)。それ以外の方は、JR北海道グループ保険センターまでご連絡ください。

(※1) 直前12か月における保険の対象となる方で本人の所得^(※2)の平均月額をいいます(ただし、家事従事者特約がセットされたタイプは、183,000円となります。)

(※2) 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

・「社員本人・OB(有職者の方)」の保険料表は基本級別2級を、「家事従事者」の保険料表は基本級別1級(家事従事者特約セット)を適用しています。

所得補償

病気やケガによって所定の就業不能になった場合^(※1)に、保険の対象となる方が被る損失に対して保険金をお支払いします。

【ご注意】ただし、死亡された後、または病気やケガが治癒した後は、いかなる場合でも「就業不能」とはいいません。

(※1) 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により所定の就業不能になった場合についても、保険金をお支払いします(「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」が自動セットされます。)

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
所得補償基本特約	病気やケガによって保険期間中に就業不能となり、その期間が継続して免責期間 ^(※1) を超えた場合 ▶ 保険金額(月額)に就業不能期間(月数) ^(※2) を乗じた額をお支払いします。 ただし、保険金額が保険の対象となる方の平均月間所得額 ^(※3) を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 (※1) 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、免責期間を適用しません。) (※2) 「てん補期間 ^(※4) 内の就業不能の日数」をいいます(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、4日を加えた日数をいいます。)。お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。 (※3) 免責期間 ^(※1) が始まる直前12か月における保険の対象となる方の所得 ^(※5) の平均月額をいいます(「家事従事者特約」をセットされる場合は183,000円となります。) (※4) 同一の病気やケガによる就業不能 ^(※6) (または骨髄採取手術による就業不能)に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間(免責期間 ^(※1) 終了日の翌日からの期間)のことをいいます。原則として1年または2年となります。 (※5) 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。 (※6) 就業不能が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業不能の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によって再び就業不能となった場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。	●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業不能 ●保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業不能 ●保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業不能(その方が受け取るべき金額部分) ●保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業不能 ●無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業不能 ●妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業不能 ●妊娠または出産による就業不能 ●麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業不能 ●保険の対象となる方が被ったアルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業不能 ●むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業不能 ●この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能 ^{(※1)(※2)} ●就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」をセットした最初の保険契約の保険始期日から、その日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時時点で既に発生している就業不能 ^{(※1)(※2)} 等 (※1) 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金のお支払対象となります。 (※2) 就業不能の原因が告知対象外の病気やケガであつたり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。
入院による就業不能時追加補償特約	病気やケガによって保険期間中に入院による就業不能となった場合 ▶ 保険金額(月額)に免責期間 ^(※1) 中の「入院による就業不能期間(月数)」 ^(※2) を乗じた額をお支払いします。 ただし、保険金額が保険の対象となる方の平均月間所得額 ^(※3) を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 (※1) 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます。 (※2) お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。 (※3) 免責期間 ^(※1) が始まる直前12か月における保険の対象となる方の所得 ^(※4) の平均月額をいいます。 (※4) 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。	

※「就業不能」とは、病気やケガの治療のための入院、または入院以外で医師等の治療を受けている(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している)ことにより、加入依頼書等に記載の職業・職務に終日従事できない状態^{(※1)(※2)}をいいます。

※「骨髄採取手術」とは、保険の対象となる方が、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。

ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

(※1) 例えば、保険の対象となる方が医師の場合には全日休診、保険の対象となる方が会社員の場合には終日出社できない状態をいいます。したがって、半日でも職業・職務に従事した場合等は、終日従事できない状態とはいいません。

(※2) 保険の対象となる方が日常、家事(炊事・掃除・洗濯・育児等)に従事する方の場合、病気やケガの治療のための入院(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的とする入院)により、家事に終日従事できない状態をいいます(「家事従事者特約」がセットされたタイプにご加入いただく必要があります。)

上記は団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先・取扱代理店

JR北海道グループ保険センター TEL：011-805-0045